

告 示

埼玉県告示第九百四十九号

八潮市から草加都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕